

海外における麻疹(はしか)・風しんに関する注意喚起

- アジア・アフリカ・ヨーロッパ諸国などでは、麻疹・風しんの感染例が多く報告されています。
- 海外では麻疹・風しんに感染するリスクがあることを認識し、麻疹・風しんの予防接種を2回受けていない方は、受けることを検討してください。
- 国内では、輸入例を発端とした集団感染も発生しています。

日本外務省は、以下の海外安全情報(感染症広域情報:海外における麻疹(はしか)・風しんに関する注意喚起)を海外安全ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

1. 麻疹・風しん排除への取り組み

(1)日本は、2015年3月に世界保健機関(WHO)から、土着の麻疹ウイルスが存在しない「麻疹排除国」に認定されましたが、その後も海外からの輸入例を発端とした集団発生事例が報告されています。

また、厚生労働省は、2020年までの「風しん排除」の達成を目指して、海外に渡航する人、風しんに対する免疫の不十分な人が多い30歳代後半から50歳代までの男性、妊娠を希望している女性などに対して、風しんの予防に関する啓発を行っています。

(2)これらを踏まえ、同省は、麻疹もしくは風しんにかかった(検査で診断された)ことが明らかでない人、予防接種を2回接種していない人または接種歴が不明な人は、予防接種を受けることを検討するよう呼びかけています。

2. 麻疹について

(1)麻疹は、感染力が非常に強く、空気感染や飛沫感染によって簡単に人から人に感染する急性のウイルス性発疹性感染症です。潜伏期間は10～12日で、免疫が不十分な人が感染すると高い確率で発症します。主な症状は発熱、咳、鼻汁、結膜充血、発疹などですが、まれに肺炎や脳炎になることがあり、先進国であっても、患者1,000人に1人が死亡するといわれています。

(2)2016年には全世界で約19万人の患者が報告されました。最近では、イタリア、ルーマニアなどのヨーロッパにおいて麻疹報告数の増加が確認されています。

(参考)

○厚生労働省ホームページ:麻疹について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

3. 風しんについて

(1)風しんは、感染力が強く、飛沫感染によって人から人に感染する急性のウイルス性発しん性感染症です。潜伏期間は14から21日で、主な症状は発熱、発しん、リンパ節腫脹などですが、まれに脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療が必要になることもあります。また、感染しても症状がでない不顕性感染が15～30%程度存在します。

妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(CRS)を発症し、難聴・白内障・先天性心疾患などの病気をもって生まれてくる可能性があります。

近年、大規模流行の頻度は少なくなったものの、海外で感染して帰国後発症する「輸入例」の割合が増えています。

(2)2016年には、アフリカ及びアジアを中心に、全世界で約2万2千人の患者が報告されました。

(参考)

○厚生労働省ホームページ:風しんについて

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/

4. 麻しん・風しんの予防について

麻しん・風しんの発生がない、あるいは非常に少ない国・地域では、滞在中に麻しんもしくは風しんを発症すると、感染の拡大防止のため、発症した本人はもとより、同行者も移動を厳しく制限されることがあります。そのようなことを避けるためには、麻しん・風しん混合ワクチンによる定期的予防接種を2回受け、麻しん・風しんに対する免疫をつけておくことが重要です。このため、麻しんもしくは風しんにかかった(検査で診断された)ことが明らかでない方が海外渡航される時には、あらかじめ母子手帳などで麻しん・風しんの予防接種歴を確認し、予防接種を2回接種していない方、または接種歴が不明な方は麻しん風しん混合ワクチンによる予防接種を検討してください。

なお、定期的予防接種は、生後12月から生後24月に至るまでの間にある小児(1期接種)及び小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある5歳以上7歳未満の小児(2期接種)に対して実施しています。

麻しん・風しんの予防接種に用いるワクチンは、麻しん・風しん2つの疾患への対策という観点から、原則として、麻しん風しん混合ワクチンの使用が推奨されています。

(参考情報)

○国立感染症研究所ホームページ:麻疹の発生に関するリスクアセスメント第一版

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/measles/measles-ra-180124.pdf>

○国立感染症研究所ホームページ:風疹および先天性風疹症候群の発生に関するリスクアセス

メント第三版

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/rubella-m-111/rubella-top/2145-rubella-related/7797-rubella-ra-3.html>

5. 海外渡航の際には万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5367

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>(PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>(スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>(モバイル版)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

【現地問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館(ガンビア・カーボヴェルデ・ギニアビサウを兼轄)

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500,Fax+221-33-849-5555

(夜間緊急 +221-77-569-8103)